

## 令和6年度 経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書提出要領

今般、令和6年度の経常建設共同企業体に係る競争入札参加資格審査申請を下記のとおり受付します。

なお、本県における指名方針により、経常建設共同企業体の構成員については、経常建設共同企業体として申請をしている「業種」に係る指名競争入札について、単体企業としての指名は行わないので、申請に当たっては、十分に留意願います。

### 記

#### 1 共同企業体の性格

経常建設共同企業体は、中小・中堅建設業者（資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人をいう。）が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力、施工力を強化する目的で結成する共同企業体とする。

#### 2 結 成

共同企業体は、次により自主結成するものとする。

- (1) 共同企業体の構成員は、2又は3業者とする。
- (2) 共同企業体の構成員は、経営規模等評価結果及び総合評定値通知書（審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間にあるもの）の総合評点と石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項事務取扱要領に定める主観点数の合計（総合点数）が、石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱第3条に定める別表第1の工事種別及び等級により、同一等級に属する者、直近等級に属する者又は、直近二等級に属する者で結成するものとする。

(参考) 令和6年3月末現在

工事種別	等級	総合点数
土木一式工事	A	850以上
	B	760以上 850未満
	C	680以上 760未満
	D	680未満

工事種別	等級	総合点数
建築一式工事	A	780以上
	B	720以上 780未満
	C	640以上 720未満
	D	640未満

工事種別	等級	総合点数
舗装工事	A	840以上
	B	700以上 840未満
	C	700未満

工事種別	等級	総合点数
造園工事	A	760以上
	B	700以上 760未満
	C	700未満

工事種別	等級	総合点数
設備工事	A	790以上
	B	730以上 790未満
	C	650以上 730未満
	D	650未満

工事種別	等級	総合点数
その他工事	A	750以上
	B	720以上 750未満
	C	680以上 720未満
	D	680未満

\*「設備工事」とは、管工事、電気工事、電気通信工事、清掃施設工事、消防施設工事及び機械器具設置工事

\*「その他工事」とは、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園工事及び設備工事以外の工事

(3) 一の構成員が同一業種において結成することができる共同企業体の数は一とし、二以上の業種を有する構成員が結成することができる共同企業体の数は二までとし、業種は重複しないものとする。

### 3 出資比率

構成員の出資比率の最小限度は、構成員数により次のとおりとする。

- (1) 2構成員の場合 30%以上
- (2) 3構成員の場合 20%以上

### 4 代表者要件

代表者は、構成員において自主的に決定されたものとする。

### 5 資格要件

すべての構成員は、次のすべてに該当すること。

- (1) 県内に主たる営業所を有する中小・中堅建設業者であって、県の令和5・6年度建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出している者であること。

- (2) 共同企業体の業種について、建設業の許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (3) 共同企業体の業種について、県発注工事を元請として施工した実績を有すること。
- (4) 当該業種に係る監理技術者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が在し、これらの技術者を原則として、工事現場ごとに専任で配置し得ること。

## 6 提出書類

- (1) 建設工事競争入札参加資格審査申請書（共同企業体）
- (2) 経常建設共同企業体協定書（甲）
  - \* 協定の日は、申請以前の日とし、石川県建設工事共同企業体の運用に関する要綱第4（結成）の成立の日は「**令和6年6月1日**」、存続期間は「1年」、解散の時期は「履行後6箇月」としてください。
  - \* 「経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書」は、資格審査申請の際には提出する必要がありませんが、建設工事請負契約締結の際には、3に定める出資比率による「経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書」を提出していただきます。
  - \* 経常建設共同企業体協定書（甲）は、各構成員が各々1通ずつ保有することとなりますので、作成部数は**3部または4部**となります。
- (3) 各構成員の経営規模等評価結果及び総合評定値通知書の写し
  - \* 経営規模等評価結果及び総合評定値通知書は、審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間にあるものを提出してください。
- (4) 各構成員の県発注工事に係る契約書の写し
  - \* 申請業種に係る県発注工事で直近のものを1件提出してください。
- (5) 令和6年度資格申請に係る主観的事項審査資料（経常建設共同企業体用）
  - \* 主観的事項審査資料（経常建設共同企業体用）については、下記期間に別途提出することとする。  
提出期間：令和6年4月3日（水）から令和6年4月17日（水）  
提出先：土木部監理課入札・契約グループ
  - \* 提出書類等については、「令和6年度入札参加資格の格付けに係る主観的事項審査資料の提出について」を参照してください。

## 7 提出時期

提出書類は、令和6年4月3日（水）から令和6年4月17日（水）までに石川県土木部監理課入札・契約グループに持参又は郵送で提出してください。

なお、令和6年6月以降においても随時に受付を行いますが、随時に申請する場合の経常建設共同企業体協定書（甲）第4条の存続期間については「令和7年5月31日まで」としてください。

## 8 提出部数

6に掲げる提出書類を各1部提出してください。

提出に当たっては、（1）及び（2）を袋とじとし、（3）、（4）及び（5）については、綴じずに別添として提出してください。

（問い合わせ先）

石川県土木部監理課入札・契約グループ

TEL（076）225-1712

FAX（076）225-1714